

# 闘争情報 vol.1

ウオロク労働組合  
発行者：執行委員長 那須野 紀浩

2月17日(火)開催の第1回中央委員会において、2026総合労働条件闘争の要求(案)について審議を行いました。

今回から要求内容の説明や意見集約方法を新しい形で取り組むことにより、組合員の皆さまから多くの声をいただき、執行部一同大変心強く感じました。特に賃上げに対する切実な思いのほか、定時・パートナー社員組合員の時給や各種手当、加算給に対する意見、年次有給休暇取得に関する課題や問題点、また正月営業に関する意見などをいただきました。

今回の要求は、物価高や生活を向上するために組合員全員の賃金引上げを第一に考え交渉していきます。いただいた要望や意見について、準備を進めながら今後の交渉に活かしていくことを述べ、満場一致にて可決承認されました。

## 2026 総合労働条件闘争要求内容

要求根拠は、こちらの2次元コードから視聴できます  
スマートフォンのカメラにてお読み取りください

### 1. 賃金改定に関する要求

#### (1) 正社員組合員

##### 1) 賃金改定

**基本給引上げ：賃金改定：21,128円(7.00%)**

内訳：定期昇給 4,014円(1.33%) + ベースアップ 17,114円(5.67%)

##### 2) 初任給改定

**正社員初任給(月額)見直し：**

高卒：**基本賃金 206,057円(11,057円増額)5.67%**

短大・専門学校卒：**基本賃金 221,907円(11,907円増額)5.67%**

大卒・大学院卒：**基本賃金 258,892円(13,892円増額)5.67%**

##### 3) 手当新設

① 2つ以上部門を担当している主任に対する手当

② 店長代理業務手当

③ 生鮮デリカセンター従事者に対する手当

#### (2) シニアF社員組合員

賃金改定：**9,725円(5.67%)**

#### (3) 定時社員組合員・パートナー組合員

賃金改定：**基本時給 90円(8.02%)**引上げ

新潟県の最低賃金が引上げされた場合、**上昇した額を基本時給に上乗せする**

#### (4) シニアP社員組合員

賃金改定：**基本時給 85円(8.02%)**引上げ

新潟県の最低賃金が引上げされた場合、**上昇した額を基本時給に上乗せする**

#### (5) 企業内最低賃金の協定化

##### 1) 正社員組合員

**高卒エリア社員の基本賃金**を企業内の正社員組合員の最低賃金とし、協定を結ぶ

##### 2) 短時間組合員

**シニアP社員組合員の基本賃金**を企業内の短時間組合員の最低賃金とし、協定を結ぶ



## 2. 年間一時金(夏・冬)に関する要求

### (1) 正社員組合員、シニアF社員組合員

年間 5.00 ヶ月 内訳：夏季：2.45 ヶ月、冬季：2.55 ヶ月

### (2) 定時社員組合員

1) 主任職（職務内容が正社員と同じ）

年間 5.00 ヶ月 内訳：夏季：2.45 ヶ月、冬季：2.55 ヶ月

2) リーダーパートナー職（職務内容が正社員と同視すべき）

年間 3.00 ヶ月 内訳：夏季：1.50 ヶ月、冬季：1.50 ヶ月

3) 定時社員組合員（職務内容が正社員と異なる）

年間 2.50 ヶ月 内訳：夏季：1.25 ヶ月、冬季：1.25 ヶ月

4) 夜間店長（職務内容が正社員と同じ）

年間 5.00 ヶ月 内訳：夏季：2.45 ヶ月、冬季：2.55 ヶ月

### (3) パートナー社員組合員・シニアP社員組合員

年間 2.00 ヶ月 内訳：夏季：1.00 ヶ月、冬季：1.00 ヶ月



## 3. 労働環境改善に関する要求

### (1) 定年制度改定

1) 定年年齢の引上げまたは廃止

正社員組合員・定時社員組合員・パートナー社員組合員ともに、64歳時と業務内容が変わらないことを前提に、**68歳以上への定年年齢引上げもしくは定年年齢を廃止**

2) 正社員組合員の60歳以降の処遇

①60歳から定年年齢まで定期昇給を実施

②60歳時の**本人給減額の停止もしくは減額の見直し**

### (2) 所定労働時間短縮、改善

年間休日：正社員組合員一律 **117日(所定労働時間 1,984時間)**

### (3) 正月営業

1) 正月三が日の営業 1月1日から1月3日までの営業について、

**休業日の拡大もしくは営業時間短縮する**

2) 正月三が日の営業もしくは勤務店舗または生鮮デリカセンターにおいて三が日に営業もしくは勤務する場合は、**手当を支給する**

### (4) パートナー社員組合員の均等均衡待遇の実現

**無期雇用制度：有期雇用契約通算3年を超えた場合は、無期雇用へ転換できるようにする**



## 《今後の闘争スケジュール》

日時	会議名 および 内容	場所
2月20日(金)	要求書提出	ウオロクホールディングス本社
2月23日(月) 18:30~	④労使協議会 (要求根拠説明、質疑応答)	ウオロクホールディングス本社
3月6日(金) 18:30~	⑤労使協議会 (会社側1次回答、質疑応答)	ウオロクホールディングス本社
3月16日(月) 19:00~	②中央委員会 (会社側1次回答を受け意見集約)	新潟ユニゾンプラザ
3月19日(木) 18:30~	⑥労使協議会 (組合側再要求、質疑応答)	ウオロクホールディングス本社
3月26日(木) 17:30~	⑦労使協議会 (会社側2次回答)	ウオロクホールディングス本社

**皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い致します！**

掲示期間：3/31まで